

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名               |
|-------|--------------------|
| 22    | 健康管理に関する事務 基礎項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

三股町は健康管理(母子保健事業・予防接種事業・健康増進事業)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

宮崎県三股町

## 公表日

平成28年3月15日

# I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務     |  |
|--------------------------|--|
| ①事務の名称                   | 健康管理(母子保健事業・予防接種事業・健康増進事業)に関する事務   |
| ②事務の概要                   | ・母子保健法に基づき実施する次に掲げる事業に関する対象の把握・通知・実施事務、受診・指導等履歴の管理事務、統計報告に関する事務<br>①健康診査 ②保健指導・相談 ③訪問指導 ④妊娠届の受理及び母子健康手帳の交付 ⑤低体重児の届出の受理 ⑥未熟児訪問指導等<br>・予防接種法に基づく、住民に対する予防接種に関する対象者の把握・通知・実施事務、接種履歴の管理事務、統計報告に関する事務、給付の支給又は実費徴収等の事務<br>・健康増進法に基づく健康増進事業、住民に対する健康診査、がん検診、肝炎ウイルス検診、保健指導・相談に関する対象者の把握・通知・実施事務、受診・指導等履歴の管理事務、統計報告に関する事務 |
| ③システムの名称                 | 健康管理システム、共通宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム  |
| 2. 特定個人情報ファイル名           |  |
| 健康管理基本データベース             |  |
| 3. 個人番号の利用               |  |
| 法令上の根拠                   | 番号法第9条第1項および別表第一の10, 49, 76の項  |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 |  |
| ①実施の有無                   | [ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt;<br/>1) 実施する<br/>2) 実施しない<br/>3) 未定</span>   |
| ②法令上の根拠                  | 番号法第19条第7項および別表第二の17, 18, 19の項(予防接種法に基づく事務)、70の項(母子保健法に基づく事務)  |
| 5. 評価実施機関における担当部署        |  |
| ①部署                      | 町民保健課  |
| ②所属長                     | 町民保健課長 内村 陽一郎  |
| 6. 他の評価実施機関              |  |
|                          |  |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求   |  |
| 請求先                      | 三股町町民保健課健康推進係(健康管理センター) 宮崎県北諸県郡三股町大字樺山3902番地2 電話:0986-52-8481  |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ |  |
| 連絡先                      | 三股町町民保健課健康推進係(健康管理センター) 宮崎県北諸県郡三股町大字樺山3902番地2 電話:0986-52-8481  |

## II しきい値判断項目

| 1. 対象人数                                |                 |  |
|--|-----------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か                       | [ 1万人以上10万人未満 ] | <選択肢><br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か                               | 平成28年2月1日 時点    |  |
| 2. 取扱者数                                |                 |  |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                 | [ 500人未満 ]      | <選択肢><br>1) 500人以上 2) 500人未満   |
| いつ時点の計数か                               | 平成28年2月1日 時点    |  |
| 3. 重大事故                                |                 |  |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ]        | <選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし   |

## III しきい値判断結果

| しきい値判断結果                 |
|--------------------------|
| <b>基礎項目評価の実施が義務付けられる</b> |

